

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第4号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(様式第10号)</p> <p>略</p> <p>1～8 略</p> <p>9 決定に不服がある場合</p> <p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県教育委員会となる。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第13号</p> <p>略</p> <p>1～7 略</p> <p>8 決定に不服がある場合</p> <p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して</p>	<p>様式第10号</p> <p>略</p> <p>1～8 略</p> <p>9 決定に不服がある場合</p> <p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県教育委員会となる。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第13号</p> <p>略</p> <p>1～7 略</p> <p>8 決定に不服がある場合</p> <p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して</p>

改正前	改正後
6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県教育委員会となる。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。 略	6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県教育委員会となる。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。